

建築物移動等円滑化基準チェックシート2 (中規模建築物) 【条例別表2に掲げる200㎡以上500㎡未満の建築物】

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 令和6年6月21日政令第221号)
 条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例(令和7年6月1日施行)

建築物特定施設 条:条例付加規定		チェック欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和措置
不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む) (視) 不特定多数の者または主として視覚障害者が利用するもの				
廊下等 令11 条例31	条	1	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		2	(視) 階段または傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	1
		3	階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保	2
階段 令12 条例32	条	1	手すりの設置(踊り場を除く)	
		2	踊場に手すりを設置	3
		3	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		4	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		5	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
		6	主たる階段は回り階段でないこと	4
		7	けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とする	3
		8	(視) 段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	5
傾斜路(屋内) 令13	条	1	勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
		4	(視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※1)を敷設	6
便所 令14 1(1) 2 条例33	条	1	便所を設置(※2)	
		2	車椅子使用者用便房(※3)を設置(必要設置数についてはチェックリスト(便所)へ)	
		3	小便器を設ける場合、手すり付きの床置き(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置	
		4	出入口および床面に段差を設けない	
		5	床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
		6	車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合、腰掛便座、手すりを設置した便房を1以上設置(男女別は各1)	
浴室等(※4) 条例34	条	1	床の表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		2	浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水洗金具、緊急通報設備等を適切に設置する浴室等を1以上設置(男女別は各1)	
敷地内通路 (屋外) 令17 条例35	条	1	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分はつぎに掲げるもの	
		①	手すりの設置	
		②	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		③	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
		3	傾斜路はつぎに掲げるもの	
		①	勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
		②	前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
		4	階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保	2
駐車場 条例36	条	1	車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、床面は水平かつ平坦	
標識 令20		1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※5)を設置	
案内設備までの経路(※6) 令22	条	1	(視) 道等から案内設備または案内所までの経路の1以上は次の視覚障害者移動等円滑化経路	7
		①	線状ブロック等(※7)、点状ブロック等(※1)を適切に敷設または視覚障害者を誘導する音声装置等を設置	8
		②	車路に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	
		③	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	9

▶凡例 ○:適合、/:対象なし、緩:緩和措置の適用

- ※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※2 国交省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、不特定かつ多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する階の階数に相当する数(国交省告示第1074号第2に規定する階を除く)
- ※3 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- ※4 不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※5 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z 8210に適合するもの))
- ※6 令21条第2項、第3項に規定する案内設備を設ける場合
- ※7 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※8 令19条第2項第五号リ(2) 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設けている場合は、当該その他の位置に設けるものに限る
- ※9 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①②に類するもの)

移動等円滑化経路とは? (令第19条第1項) (令第26条第1項)		1 道等から利用居室までの経路(地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の上下の移動経路を除く)			
		2 利用居室(利用居室がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路			
		3 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は道等)までの経路			
		4 一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊または敷地にある部分のみ)			
移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路に追加される基準) (視) 不特定多数の者または主として視覚障害者が利用するもの					
建築物特定施設 条:条例付加規定	チェック欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)		緩和措置	
	移動等円滑化経路の種類	1~4	1と4のみ		
段差の禁止 令19 2(1) 条例29 2	条	—	1	移動等円滑化経路上には、階段または段を設けない (1と4の経路は、傾斜路または、EVその他の昇降機を併設する場合を除く) (2と3の経路は、傾斜路または、EVその他の昇降機を併設する場合、および階から階に至る階段を除く)	
出入口 令19(2) 条例37 1(1)		—	1	幅(開放時有効)80cm以上 (直接地上に通じる出入口を除く)	
		—	2	直接地上に通じる出入口の幅 (開放時有効)85cm以上	
	—	—	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等 令19 2(3)	条	—	1	幅90cm以上	
		—	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		—	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
傾斜路(屋内) 令19 2(4)	条	—	1	幅90cm以上	
		—	2	勾配1/12以下(16cm以下の場合、勾配≤1/8)	
		—	3	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
エレベーター および 乗降ロビー 令19 2(5) 条例37 1(4)	条	—	1	利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階および地上階に停止すること	
		—	2	かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上	
		—	3	かごの奥行き135cm以上	
		—	4	乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上	
		—	5	かごおよび乗降ロビーに車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	
		—	6	かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
		—	7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
		—	8	かごおよび昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置	10
		—	9	(視)かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	11
		—	10	(視)かご・乗降ロビーの制御装置(※8)は、点字等(※9)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	11
		—	11	(視)かごまたは乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	11
敷地内通路 (屋外) 令19 2(7) 条例37 1(5)	条	—	1	幅90cm以上	
		—	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		—	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		—	4	傾斜路はつぎに掲げるもの	
		—	①	幅90cm以上	
	—	—	②	勾配≤1/20 (高さが≤16cmの場合は勾配≤1/8、16cm<高さが≤75cmの場合は勾配≤1/12)	
	—	—	③	高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設	
	—	—	④	手すりの設置	
	—	—	⑤	両側に側壁または立ち上がりの設置	
	—	—	5	排水溝、集水ます等は、設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの	
特殊な構造または 使用形態の昇降機 令19 2(6)	条	—	1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	
		—	—	—	

▶凡例 ○:適合、/:対象なし、緩:緩和措置の適用

緩和措置

- 1 国交省告示第1497号第1(①勾配≤1/20、②高さが≤16cmかつ勾配≤1/12③自動車駐車施設内の場合を除く)
- 2 条例第31条、条例第35条(構造上、やむを得ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講じること)
- 3 条例第32条第3項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設の場合は適用外)
- 4 令第12条第6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)
- 5 国交省告示第1497号第2(①自動車駐車施設内②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く)
- 6 国交省告示第1497号第3(緩和措置1①~③、傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く)
- 7 国交省告示第1497号第4(緩和措置1③、②案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合を除く)
- 8 令第22条第2項第1号(進行方向を変更する必要がない風除室はこの限りではない)
- 9 国交省告示第1497号第5(緩和措置1①②、段または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)
- 10 条例第37条第1項第4号(常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合はこの限りでない)
- 11 国交省告示第1494号(自動車駐車施設内に設けるものを除く)